

# 福祉系高校修学資金貸付制度 令和6年度募集要項

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

## 1 目的

この制度は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、無利子で修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

福祉系高校を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、岩手県内の介護サービスを提供する施設等において、3年間引続き介護職員等として業務に従事することで、貸付金の返還が“**全額免除**”になります。

## 2 貸付対象者

福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す者とする。

## 3 貸付内容

- |                |             |                       |
|----------------|-------------|-----------------------|
| (1) 介護実習費      | 30,000 円以内  | (一年度当たり)              |
| (2) 修学準備金      | 30,000 円以内  | (入学時の貸付けに限る：1年生のみ申請可) |
| (3) 国家試験受験対策費用 | 40,000 円以内  | (一年度当たり)              |
| (4) 就職準備金      | 200,000 円以内 | (卒業時の貸付けに限る)          |

※ (1) は介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

※ (2) は介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。

※ (3) は福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

※ (4) は福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

※ (2) から (4) は、(1) に加算できるものであり、それぞれ単独での申請はできません。

## 4 貸付期間及び貸付金の交付方法

- (1) 貸付期間：福祉系高校に在学する正規の修学期間中
- (2) 交付方法：1年度ごとに決定額の1年分を交付します。2回目以降は、本会から高校に在学状況の確認を行い、在学していることを確認した上で交付します。

《貸付上限額》

	介護実習費	修学準備金	国家試験 受験対策費	就職準備金	計
1年生	30,000 円	30,000 円	40,000 円		100,000 円
2年生	30,000 円		40,000 円		70,000 円
3年生	30,000 円		40,000 円	200,000 円	270,000 円
<b>3年間で最大</b>					<b>440,000 円</b>

## 5 貸付金の返還免除・返還

### (1) 返還免除

- 次の①から③のすべてを満たした場合、貸付金の返還が免除になります。
  - ① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、
  - ② 岩手県内の介護保険サービスを提供する施設又は事業所（\*1）において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）（\*2）として従事し、かつ、
  - ③ 介護福祉士の資格登録日と業務従事開始日のいずれか遅い日から3年（在職期間が1,095日以上、従事日数が540日以上）の間、引き続き業務に従事した場合。
- 福祉系高校を卒業後、大学や専門学校等に進学した場合は、進学先の大学等を卒業後に、前述の①から③をすべて満たした場合、貸付金の返還が免除になります。

#### 【 \*1 介護保険サービス事業所 】

次の介護サービスを提供する事業所（以下、「介護保険サービス事業所」という）での、介護職員等の業務が対象です。

- 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設  
(介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等)
- 第一号訪問事業  
(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業)
- 第一号通所事業  
(同号ロに規定する第一号通所事業)

※ 別紙1「福祉系高校修学資金 返還免除対象業務一覧」を参照。

#### 【 \*2 介護職員等の業務 】

- 介護保険サービス事業所における介護職員、その他主たる業務が介護等の業務が対象です。
  - 職種は、介護職員、介護員、介護従事者、介護従業員、介助員等、主な業務内容が介護業務でなければなりません。
- ※ 介護保険サービス事業所であっても、生活相談員等の相談援助業務や介護支援専門員（ケアマネージャー）、サービス提供責任者、事務員、調理員、清掃員、福祉用具相談専門員等の業務の場合は、「主たる業務が介護等の業務」とは認められません。
- ※ 雇用形態は問いません。（正規職員、パート、派遣職員のいずれも可。）

### (2) 返還

福祉系高校を退学した場合や、卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録をせず、介護等の業務に従事しなかった又は介護以外の業種に就職した場合など、返還免除の要件を達成できない場合は、原則として貸付金を全額返還していただきます。

## 【「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」への移行】

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行ったが、岩手県内の介護保険サービス事業所以外の社会福祉施設に就職し、介護等の業務（\*）に従事した場合、前述の返還免除の対象にはなりませんが、手続きにより「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」に移行することができます。

また、貸付事業を移行した後、3年間引続き介護等の業務に従事した場合は、貸付金の返還が全額免除になります。

\* 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、介護職員等の業務を除いた範囲の業務（＝介護保険サービス事業所以外の社会福祉施設（その他高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等）での介護等の業務のこと。）。

## 6 申請方法

貸付けを希望する方は、次の書類を在学する福祉系高校を通じて、本会に提出してください。

※ 別紙「貸付の申請に必要な書類の一覧」を必ず参照してご用意ください。

(1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書（第1号様式-②）

※ 収入印紙（200円）を貼付し、連帯保証人の印で消印してください。（収入印紙は郵便局、一部コンビニで取り扱っています。県の収入証紙ではありません。）

(2) 推薦書（第2号様式-③）

※ 在学する福祉系高校の長からの推薦が必要です。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いに係る同意書（第16号様式）

(4) 申請者の住民票抄本

(5) 連帯保証人の住民票抄本

(6) 連帯保証人の所得・課税証明書

(7) 日本政策金融公庫の教育ローン等、当制度以外の借入れ又は奨学金等がある場合は、借入の状況（借受人氏名、借入金額、借入期間、返済期間等）が分かる書類の写し

## 7 連帯保証人について

次の(1)から(3)の基準をすべて満たす方を連帯保証人として申請してください。

ただし、申請者が未成年（申請時点で18歳未満）の場合は、法定代理人（親権者等）を連帯保証人として申請してください。

また、法定代理人が2名いる場合は、いずれか市町村民税課税額の多い方を連帯保証人としてください。（いずれの法定代理人も非課税の場合は、申請前に本会にご連絡ください。）

(1) 成年の者で独立の生計を営む者

(2) 借入申込時の年齢が65歳未満の者

(3) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が課税されているか、又はこれと同程度の収入がある者

※ 必要に応じて、申請書類の他に、書類の提出を求めることがあります。

※ 連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合、全ての返還義務を負担していただきます。

## 8 申請期限

**令和6年5月15日（水） ※ 期限厳守**

※ 高校から当会への提出期限です。高校への提出期限は、高校の担当者にご確認ください。

## 9 審査結果

貸付けを決定した場合は、福祉系高校を通じて、貸付決定通知書を送付します。

※ 審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

## 10 留意事項

- (1) 生活福祉資金貸付制度の教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金等、国庫補助で実施されているその他貸付事業等との併給はできません。
- (2) 日本政策金融公庫の教育ローンとの併給はできます。
- (3) 必要に応じ、申請書類のほかに書類の提出を求めることがあります。
- (4) 貸付けが決定した場合に限り、申請者（申請時点で未成年（18歳未満）の場合を除く）及び連帯保証人の印鑑登録証明書や、貸付金の振込先として申請者本人名義の金融機関口座の情報が必要となります。印鑑登録や金融機関口座の開設には時間を要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 11 問合せ先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当

TEL 019-601-7022（受付時間：9時～17時／土日祝休）

Mail : sisetuka@iwate-shakyo.or.jp

- \* メールで問合せする場合は、「@iwate-shakyo.or.jp」からのメールを受信できるよう、あらかじめ受信設定をご確認ください。